

「北海道空き家等対策に関する取組方針」の概要（やさしい版）

1 取組方針の名前

北海道空き家等対策に関する取組方針

2 取組方針の目的

国が定めた空き家対策のための「法律」を踏まえて、空き家の再利用や市町村における空き家対策を積極的に応援することを目的として、「取組方針」をまとめました。

令和3年（2021年）3月に北海道が作った「取組方針」について、国の「法律」が改正され、新しい取組が追加されたので、新しい「取組方針」を作ります。

3 空き家の現状と課題

現状 国が行った調査結果によると、住む予定の無い空き家が増えてきています。

課題 ① お年寄りが住んでいる住宅など、今後も空き家になると考えられる住宅が増えます。

② 小さなまちなどの空き家がなかなか売れずにそのままになっています。

③ 古くなった空き家が近くに住んでいる人達に悪い影響を与えます。

④ 住宅だけでなくデパートやホテルなど大きな建物の空き家も問題です。

⑤ 市町村役場では、空き家の仕事が大変で困っています。

4 取組の考え方

空き家の問題などを解決するために北海道は3つの考え方を決めて取り組めます。

1 活気のあるまちになるように空き家が使われるための取組をします。

2 市町村が空き家対策に取り組めるようにさまざまな情報を提供します。

3 北海道に住んでいるみなさまに空き家が増えないよう対策などをお知らせします。

5 北海道の取組

これまでの取組	新しい取組
空き家情報バンクで空き家情報をホームページで発信	(継続します。)
市町村職員向けの仕事の説明書を作成	改正された法律の内容を追加します。 説明書をもとに説明会を開いて、内容を説明します。
空き家を持っている人にむけた相談会を開催	(継続します。)
空き家を持っている人にむけたパンフレットを作成し配布	改正された法律の内容を追加します。

6 意見の出し方

スマホやパソコンなどで、かんたんに手続きができます。

URL : <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/kodomoikenkeikaku.html>

